

(掘ごたつ及びいろり)

第13条 掘ごたつの火床又はいろりの内面は不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。
 2 掘ごたつ及びいろりの管理の基準については、第3条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、掘ごたつ及びいろりの位置、構造及び管理の基準について定めたものである。

「掘ごたつ」とは、床を切って炉を設けたこたつをいう。また、「いろり」とは、室内の床の一部を四角に切り抜き、火をたくようにした場所をいう。掘ごたつ及びいろりは、火を使用し、熱を発生するため、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火し、火災化するおそれがあることから、昭和37年の条例全部改正により本条を設けたものである。

【解説】

1 掘ごたつ及びいろりによる火災危険（例）

掘ごたつ及びいろりを設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	いろりの取灰（とりばい）を不適當なところに捨て置いたことにより、周囲の可燃物が着火し、火災化する。	・取灰を適正に処理すること。
□	いろりを自作した際、火床周囲の不燃処理が不十分な状態のまま長期間使用したことで、床下の木部が低温着火し、火災化する。	・火床周囲の不燃処理又は適正な離隔距離を確保すること。
□	いろりで多量の固形燃料を燃やしたことにより、火床内の炭がはねて、飛んだ炭が座布団に着火して火災化する。	・本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

掘ごたつ及びいろりによる火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して掘ごたつ及びいろりを使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 掘ごたつ及びいろりの構造の基準（第1項関係）

- (1) 掘ごたつには、「切りごたつ」と称するものを含む。また、「置ごたつ」は、底板のあるやぐらの中に、炭火をいける陶器を置いたもので、自由に移動できるこたつである。よって、当該こたつについては、固体燃料を使用する器具として第23条に規定しているため、注意を要する。
- (2) 掘ごたつの火床又はいろりの内面は、有効に遮熱ができる不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。
- (3) 「火床」（ひどこ）とは、通常、灰及び炭火を入れるための部分をいう。
- (4) 本項の「不燃材料」は、金属を含むが、不燃材料の材質に応じて、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれのないよう適当な厚み及び構造とするよう配慮することが必要である。

3 掘りごたつ及びいろりの管理の基準（第2項関係）

掘りごたつ及びいろりの管理の基準については、第3条（炉）第2項第1号及び第4号の規定を準用している。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第3条【解説】を参照すること。

- (1) 掘りごたつ及びいろりの周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第3条第2項第1号関係）

【第13条（掘ごたつ及びいろり）】

(2) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。(第3条第2項第4号関係)

この場合、炭用の掘ごたつにガス又は電気こんろを用いることは禁止されるが、こたつ用電熱器を用いることは差し支えない。

いろりの設置例

